

7 保証人のはなし

◆保証人の責任

親しい友人や親族から「絶対に迷惑をかけないので保証人になってほしい」と懇願されて、友人や親族が借金をする際に保証人となった場合、もし友人や親族が借金を支払わなかったり自己破産の申し立て➡p.23をしたような場合には、保証人が友人や親族に代わって借金を支払わなければなりません。

したがって、どんなに親しい友人や親族に頼まれても安易に保証人にならないよう気をつける必要があります。

◆保証人と連帯保証人はどう違う

保証人の場合、お金を貸した消費者金融会社などからいきなり借金の返済を請求されたときは、貸し手に対し、「まず先にお金を借りた債務者本人に請求してください」という権利（「催告の抗弁権」という）があります。

また、貸し手が借り手本人に請求しても返済しないため、保証人に請求してきた場合でも、保証人は、「借り手本人には借金返済の資力があり強制執行ができること」を証明すれば、まず借り手本人の財産に対し強制執行をするよう求めることができます（「検索の抗弁権」という）。

しかし、「連帯」という2文字の付いた連帯保証人には保証人に認められた権利がありません。

連帯保証人は借り手本人と同格とみなされるので、本人に代わって請求を受ければその支払いを拒むことはできません。

つまり、連帯保証人は単純な保証人よりそれだけ重い責任を負うこととなります。





◆妻(夫)の借金でも夫(妻)は支払う義務があるのか

保証人や連帯保証人になっていない限り、原則として妻(夫)の借金について、夫(妻)には支払い義務はありません。妻(夫)が消費者金融会社などから借金する際、夫(妻)に無断で夫(妻)を保証人にしても、夫(妻)は保証人としての責任を負いません。

◆子どもの借金について親の支払義務はあるのか

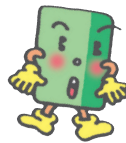
子どもの借金については、親が保証人や連帯保証人になっていなければ、親は子どもの借金について支払い義務はありません。

子どもが消費者金融会社などから借金をする際、契約書の保証人欄^{らん}にかけてに親の氏名^{おういん}を記入し、押印したとしても、親は保証人としての責任を負いません。

◆親しい友人から保証人になってほしいと頼まれたらどうする

一般的には、消費者金融会社などに借金を申し込んで保証人を要求されるケースは、借金を申し込んだ人が既に多額の借金をかかえているなど、経済状態^{すて}がかなり悪化している場合が大半です。

もし親しい友人に借金の保証人や連帯保証人を頼まれた場合は、安易^{あんい}に保証人や連帯保証人を引き受けるのではなく、弁護士会^{てきせつ} → p.40 などの適切な相談窓口をたずねてみるよう、アドバイスしてあげた方が友人のためになることが多いと思われます。



自己破産者の10人に1人は保証人となったことが原因

日本弁護士連合会が2014年6月に実施した全国の地方裁判所における破産申立事件に関する調査によれば、破産理由の8.97%は「保証債務^{さいむ}」、1.90%は「第三者の債務の肩代わり」となっています。つまり、現在破産申し立てをしている人のうち10人に1人は、自分の借金が原因ではなく、他人の借金の保証人や連帯保証人となったことなどが原因で破産申し立てをしているのです。どれだけ保証人の責任が重いかわかります → p.29。